

平成29年 県内市町の定員管理調査結果について

地方公共団体の定員の状況については、毎年、実態調査を実施しています。ここでは平成29年に実施した調査の結果に基づいて県内市町の定員の状況についてご説明します。

- 1 総職員数の状況
- 2 行政部門別の職員数の状況
- 3 団体区分別の職員数の状況
- 4 市町別職員数の状況
- 5 全国平均と県内団体平均との比較

(人口1万人あたり職員数・職員数の対前年増減率)

このデータの内容に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課企画班

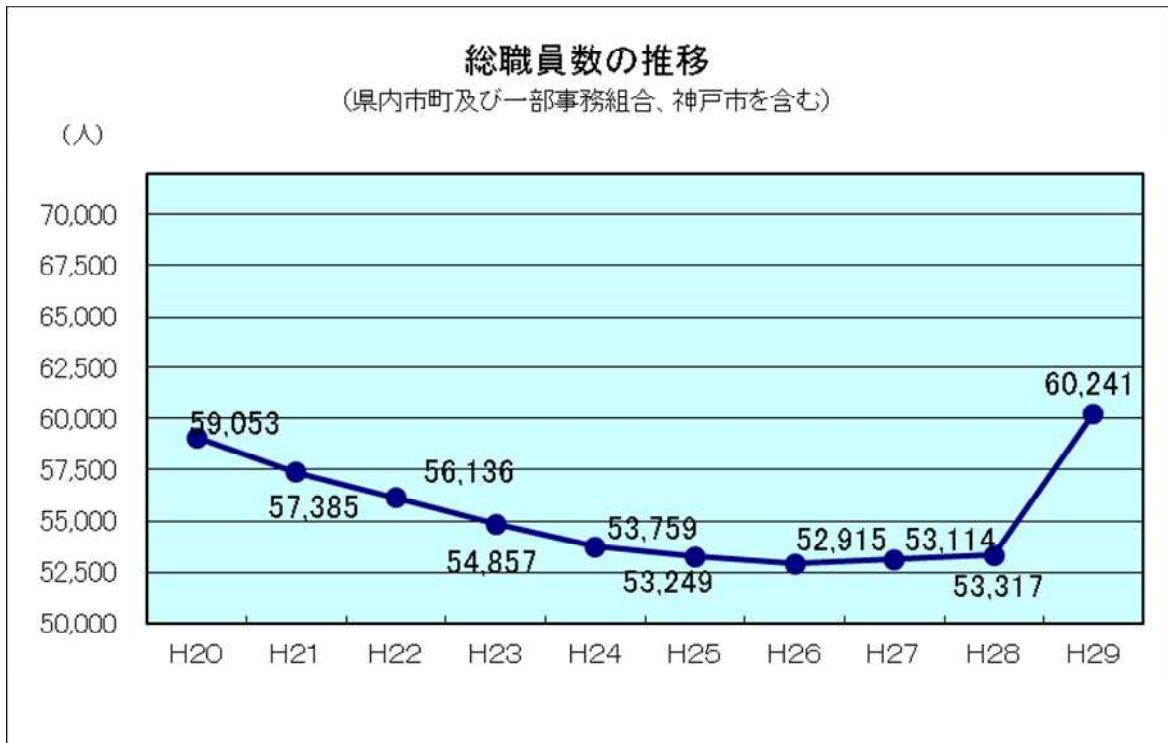
TEL : 078-341-7711 (内線2508)

078-362-3098 (直通)

MAIL : shichoushinkouka@pref.hyogo.lg.jp

1 総職員数の状況

平成29年4月1日現在における県内市町（神戸市含む）及び一部事務組合の総職員数は60,241人となっています。



○ 過去10年の総職員数の推移（県内市町及び一部事務組合、神戸市含む。）

※「地方公共団体定員管理調査」の結果による。職員数は各年4月1日現在。

(単位: 人、%)

年度	総職員数	対前年増減数	対前年増減率			
H20	59,053	△ 1,527	△ 2.5			
H21	57,385	△ 1,668	△ 2.8			
H22	56,136	△ 1,249	△ 2.2			
H23	54,857	△ 1,279	△ 2.3			
H24	53,759	△ 1,098	△ 2.0			
H25	53,249	△ 510	△ 0.9			
H26	52,915	△ 334	△ 0.6	県費負担教職員の影響(※)を除いたもの		
H27	53,114	199	0.4	総職員数	対前年増減数	対前年増減率
H28	53,317	203	0.4			
H29	60,241	6,924	13.0	53,524	207	0.4

※平成29年4月1日、県費負担教職員に関する権限について都道府県から指定都市へ移譲したことに伴い、従来、兵庫県で計上していた教職員数を神戸市において計上する。(6,717人)

2 行政部門別の職員数の状況

総職員数を行政部門別にみると、一般行政部門が26,761人で全体の44.4%を占め、特別行政部門が19,359人で全体の32.1%、公営企業等会計部門が14,121人で全体の23.5%となっています。

・一般行政部門〔議会、総務・企画、税務、労働、民生、衛生、農林水産、商工、土木〕

国の法令等による職員の配置基準が少なく、地方公共団体が主体的に職員配置を決める余地が比較的大きい部門です。

一方、福祉関係（民生、衛生）については、国の法令等による職員の配置基準が定められている場合が多く、また、職員配置が直接住民サービスに影響を及ぼす部門です。

・特別行政部門〔教育、消防〕

国の法令等に基づく配置基準等により、地方公共団体が主体的に職員配置の見直しを行うことが困難な部門です。

・公営企業等会計部門〔病院、水道、交通、下水道、その他〕

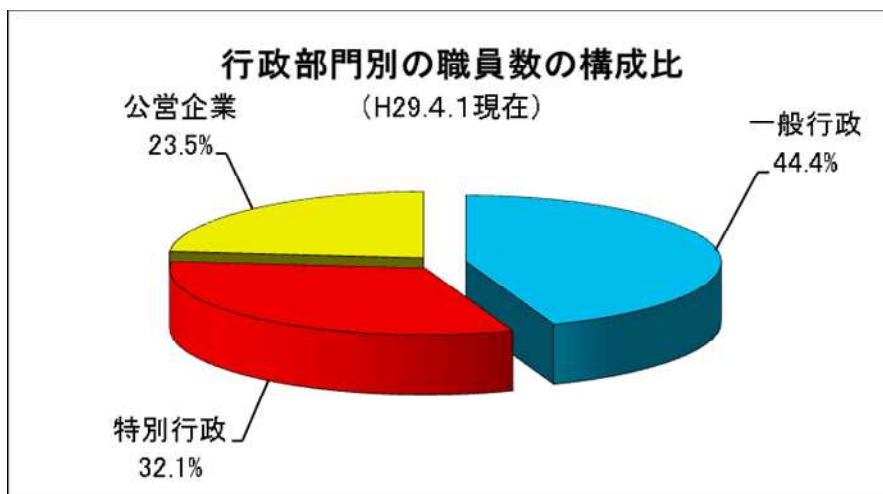
独立採算を基調として企業経営の観点から定員管理が行われている部門です。

○ 行政部門別職員数の状況（県内市町及び一部事務組合、神戸市を含む。）

（単位：人、％）

年度	一般行政部門			特別行政部門			公営企業等会計部門			全部門		
	職員数	増減数	増減率	職員数	増減数	増減率	職員数	増減数	増減率	職員数	増減数	増減率
H24	26,294	△ 311	△ 1.2	13,134	△ 102	△ 0.8	14,331	△ 685	△ 4.6	53,759	△ 1,098	△ 2.0
H25	26,070	△ 224	△ 0.9	12,947	△ 187	△ 1.4	14,232	△ 99	△ 0.7	53,249	△ 510	△ 0.9
H26	25,984	△ 86	△ 0.3	12,809	△ 138	△ 1.1	14,122	△ 110	△ 0.8	52,915	△ 334	△ 0.6
H27	26,284	300	1.2	12,661	△ 148	△ 1.2	14,169	47	0.3	53,114	199	0.4
H28	26,524	240	0.9	12,637	△ 24	△ 0.2	14,156	△ 13	△ 0.1	53,317	203	0.4
H29	26,761	237	0.9	19,359	6,722	53.2	14,121	△ 35	△ 0.2	60,241	6,924	13.0
H29*	26,761	237	0.9	12,642	5	0.0	14,121	△ 35	△ 0.2	53,524	207	0.4

*(参考)兵庫県から神戸市への県費負担教職員に関する権限移譲の影響を除いた場合



3 団体区別の職員数の状況

団体区別では、市（神戸市を含む）の総職員数が53,668人で全体の89.1%を占め、町は2,630人で全体の4.4%、一部事務組合は3,943人で全体の6.5%となっています。ただし、組合の解散等により団体数は年度により異なります。※一部事務組合は定員管理調査の対象とする組合のみカウントしている

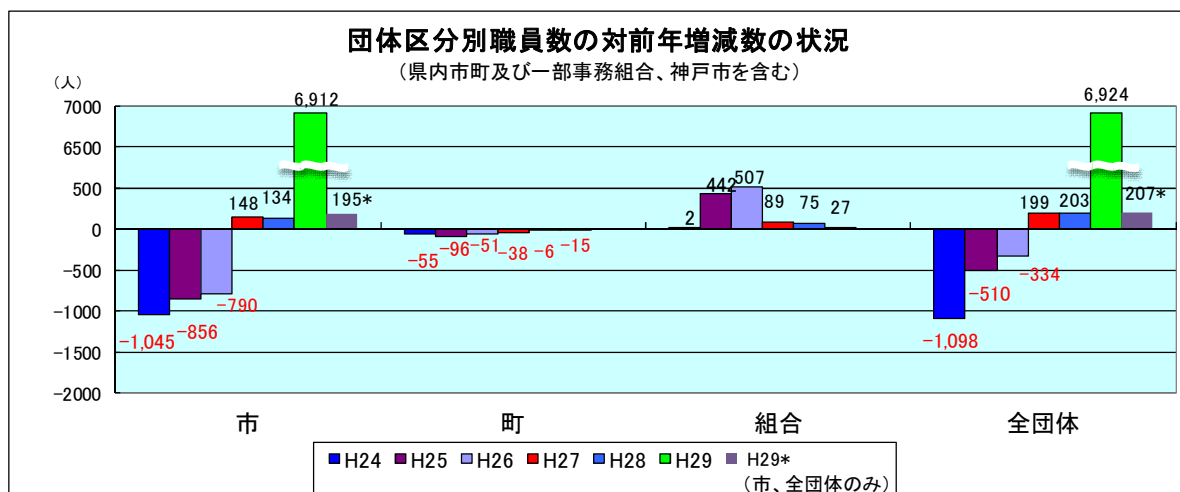
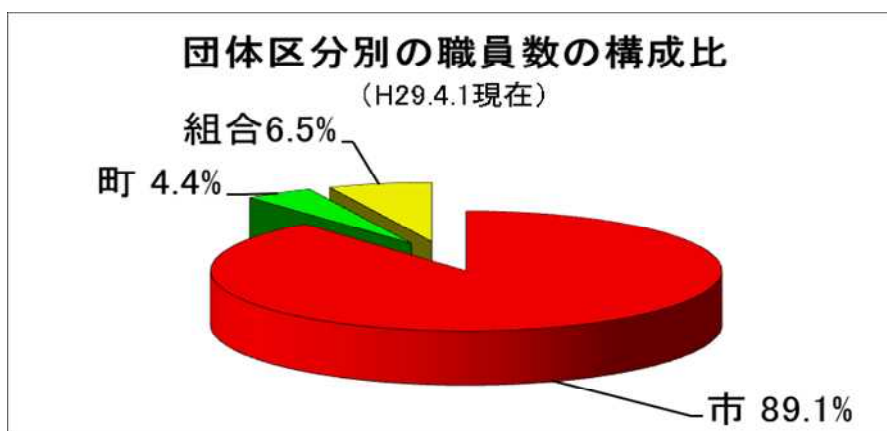
(H24) 29市12町36組合 → (H25) 29市12町38組合 → (H26) 29市12町36組合 → (H27) 29市12町36組合 → (H28) 29市12町37組合 → (H29) 29市12町37組合

○ 団体区別職員数の状況（県内市町及び一部事務組合、神戸市を含む。）

（単位：人、％）

年度	市			町			一部事務組合			合計		
	増減数	増減率		増減数	増減率		増減数	増減率		増減数	増減率	
H24	48,120	△ 1,045	△ 2.1	2,836	△ 55	△ 1.9	2,803	2	0.1	53,759	△ 1,098	△ 2.0
H25	47,264	△ 856	△ 1.8	2,740	△ 96	△ 3.4	3,245	442	15.8	53,249	△ 510	△ 0.9
H26	46,474	△ 790	△ 1.7	2,689	△ 51	△ 1.9	3,752	507	15.6	52,915	△ 334	△ 0.6
H27	46,622	148	0.3	2,651	△ 38	△ 1.4	3,841	89	2.4	53,114	199	0.4
H28	46,756	134	0.3	2,645	△ 6	△ 0.2	3,916	75	2.0	53,317	203	0.4
H29	53,668	6,912	14.8	2,630	△ 15	△ 0.6	3,943	27	0.7	60,241	6,924	13.0
H29*	46,951	195	0.4	2,630	△ 15	△ 0.6	3,943	27	0.7	53,524	207	0.4

*(参考)兵庫県から神戸市への県費負担教職員に関する権限移譲の影響を除いた場合



*(参考)兵庫県から神戸市への県費負担教職員に関する権限移譲の影響を除いた場合

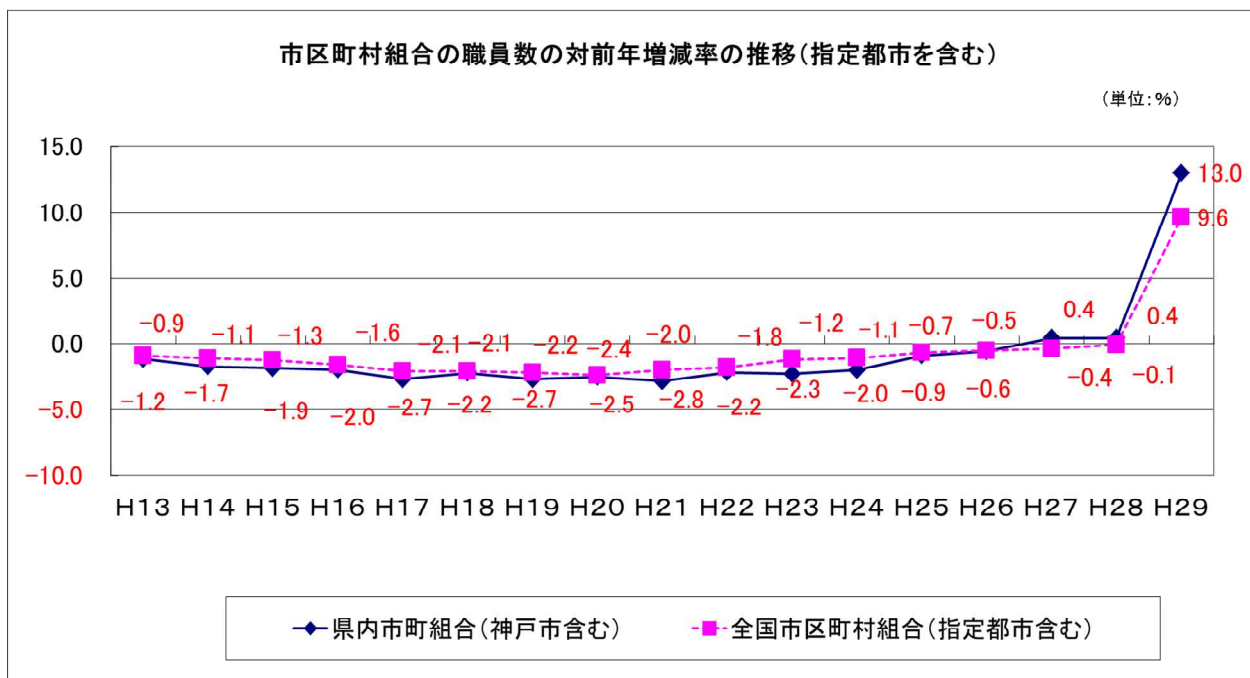
4 市町別の職員数の状況

(単位：人、%)

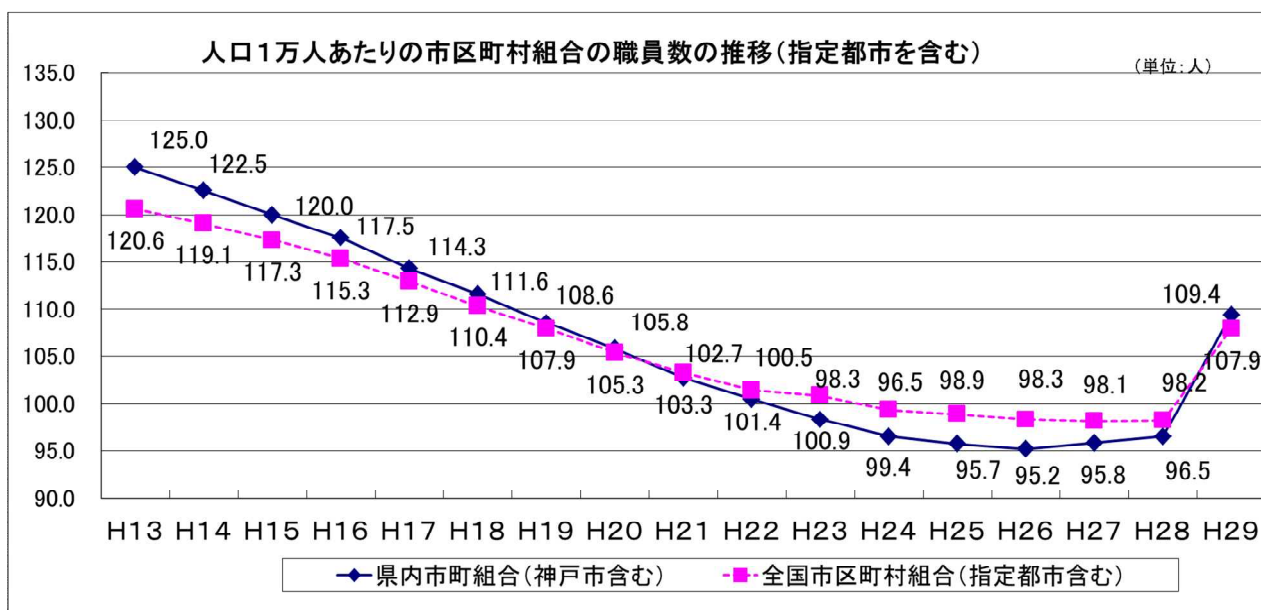
	一般行政部門		特別行政部門		普通会計部門		公営企業等 会計部門		総合計		
		対前年 増減数		対前年 増減数		対前年 増減数		対前年 増減数		対前年 増減数	対前年 増減率
1 神戸市	7,912	▲ 25	10,176	6,681	18,088	6,656	3,104	▲ 64	21,192	6,592	45.2
2 姫路市	2,313	23	1,205	12	3,518	35	346	0	3,864	35	0.9
3 尼崎市	1,861	39	913	6	2,774	45	412	3	3,186	48	1.5
4 明石市	1,201	28	587	▲ 8	1,788	20	207	▲ 7	1,995	13	0.7
5 西宮市	2,178	45	997	9	3,175	54	575	▲ 5	3,750	49	1.3
6 洲本市	313	▲ 9	55	0	368	▲ 9	75	0	443	▲ 9	▲ 2.0
7 芦屋市	482	10	242	2	724	12	322	6	1,046	18	1.8
8 伊丹市	842	16	432	2	1,274	18	815	4	2,089	22	1.1
9 相生市	170	▲ 1	49	▲ 2	219	▲ 3	39	0	258	▲ 3	▲ 1.1
10 豊岡市	507	▲ 3	281	7	788	4	91	▲ 1	879	3	0.3
11 加古川市	996	26	568	7	1,564	33	143	3	1,707	36	2.2
12 赤穂市	254	▲ 1	211	1	465	0	506	8	971	8	0.8
13 西脇市	164	▲ 1	50	▲ 3	214	▲ 4	476	9	690	5	0.7
14 宝塚市	922	41	504	17	1,426	58	756	4	2,182	62	2.9
15 三木市	282	▲ 3	163	▲ 3	445	▲ 6	50	▲ 3	495	▲ 9	▲ 1.8
16 高砂市	483	10	162	3	645	13	373	▲ 7	1,018	6	0.6
17 川西市	640	24	291	1	931	25	392	▲ 4	1,323	21	1.6
18 小野市	183	2	111	▲ 1	294	1	43	0	337	1	0.3
19 三田市	443	6	222	▲ 1	665	5	511	13	1,176	18	1.6
20 加西市	208	▲ 4	73	2	281	▲ 2	363	0	644	▲ 2	▲ 0.3
21 篠山市	250	0	149	0	399	0	51	▲ 1	450	▲ 1	▲ 0.2
22 養父市	218	0	37	▲ 2	255	▲ 2	42	1	297	▲ 1	▲ 0.3
23 丹波市	413	▲ 3	177	16	590	13	83	2	673	15	2.3
24 南あわじ市	353	5	68	0	421	5	48	▲ 9	469	▲ 4	▲ 0.8
25 朝来市	267	8	33	▲ 10	300	▲ 2	24	▲ 1	324	▲ 3	▲ 0.9
26 淡路市	332	▲ 4	52	▲ 4	384	▲ 8	35	▲ 1	419	▲ 9	▲ 2.1
27 宍粟市	294	▲ 1	77	▲ 3	371	▲ 4	293	8	664	4	0.6
28 加東市	222	5	48	3	270	8	189	▲ 6	459	2	0.4
29 たつの市	371	▲ 3	102	▲ 2	473	▲ 5	195	0	668	▲ 5	▲ 0.7
30 猪名川町	151	1	87	▲ 3	238	▲ 2	18	0	256	▲ 2	▲ 0.8
31 多可町	160	▲ 9	32	▲ 4	192	▲ 13	23	8	215	▲ 5	▲ 2.3
32 稲美町	102	▲ 1	43	1	145	0	20	▲ 1	165	▲ 1	▲ 0.6
33 播磨町	115	0	42	4	157	4	20	▲ 2	177	2	1.1
34 市川町	88	1	25	1	113	2	21	0	134	2	1.5
35 福崎町	134	6	21	▲ 7	155	▲ 1	23	▲ 1	178	▲ 2	▲ 1.1
36 神河町	101	▲ 1	31	0	132	▲ 1	213	0	345	▲ 1	▲ 0.3
37 太子町	119	1	48	0	167	1	26	1	193	2	1.0
38 上郡町	109	2	31	▲ 2	140	0	21	▲ 1	161	▲ 1	▲ 0.6
39 佐用町	190	▲ 1	35	1	225	0	33	1	258	1	0.4
40 香美町	142	▲ 4	37	▲ 1	179	▲ 5	107	▲ 2	286	▲ 7	▲ 2.4
41 新温泉町	114	0	36	▲ 2	150	▲ 2	112	▲ 1	262	▲ 3	▲ 1.1
市計	25,074	230	18,035	6,730	43,109	6,960	10,559	▲ 48	53,668	6,912	14.8
町計	1,525	▲ 5	468	▲ 12	1,993	▲ 17	637	2	2,630	▲ 15	▲ 0.6
市町計	26,599	225	18,503	6,718	45,102	6,943	11,196	▲ 46	56,298	6,897	14.0
市町計(神戸市除く)	18,687	250	8,327	37	27,014	287	8,092	18	35,106	305	0.9
一部事務組合計	162	12	856	4	1,018	16	2,925	11	3,943	27	0.7
市町組合計	26,761	237	19,359	6,722	46,120	6,959	14,121	▲ 35	60,241	6,924	13.0

5 全国平均と県内団体の比較

(1) 人口1万人あたりの職員数の推移



(2) 職員の対前年増減率の推移



県内市区町村組合対象数

(H13~) 22市66町62組合 → (H16) 23市62町61組合 → (H17) 28市32町46組合
 → (H18) 29市12町40組合 → (H19) 29市12町37組合 → (H20) 29市12町36組合
 → (H21~) 29市12町35組合 → (H23~) 29市12町36組合 → (H25) 29市12町38組合
 → (H26~) 29市12町36組合 → (H28~) 29市12町37組合

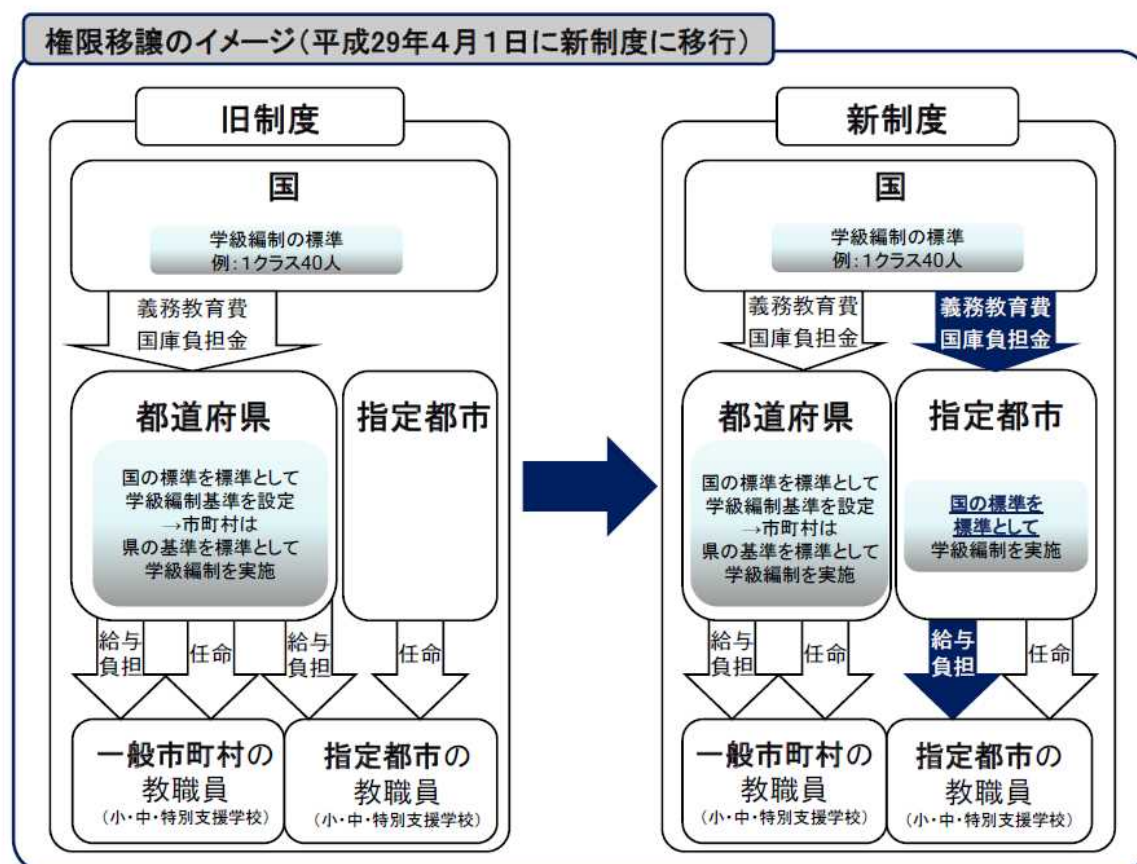
(参考) 県費負担教職員の給与負担等の移譲について

(1) 権限移譲の背景

旧制度では、市町村立の小・中・特別支援学校の教職員の給与費は都道府県が負担し、その人事権は都道府県教育委員会が有していたが、特例として指定都市立の学校の教職員の人事権は指定都市教育委員会が有していた。

このため、指定都市に関しては人事権者と給与負担者が異なる状態にあり、この状態を解消するよう要望がなされてきたところである。

(2) 権限移譲のイメージ



※総務省「平成29年地方公共団体定員管理調査結果の概要」より抜粋

(3) 定員管理調査への影響について

本調査については、地方公務員給与実態調査と同じく、その職員の給与等を負担する団体で計上する。そのため、政令都市立の学校の教職員については、平成28年度まで都道府県で計上していたが、平成29年度以降は指定都市において計上することとなる。兵庫県においては、本県より神戸市に対し権限移譲が行われている。

なお、政令都市を除く市町村立の小・中・特別支援学校の教職員数については、従前と同じく、都道府県において計上する。